平成２６年（フ）第１０６０号
京都府八幡市男山香呂２番地―Ａ64―202、前住所京都市北区西賀茂蟹ケ坂町25番地23
債務者　ノイ工房こと　山口　信子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番14―506号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目８番１―705号
債務者　玉田　智一
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５０３号
兵庫県西宮市津門大塚町３番５―803号
債務者　中西　潤也
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２５号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目２番７―105号、前住所兵庫県西宮市山口町上山口２丁目22番19号ベルメゾン北六甲206号
債務者　合元　輝一
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２７号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目18番地の１井上ビル302、前住所兵庫県尼崎市田能１丁目14番14―315号
債務者　尾方風呂住設こと　尾方　謙次
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９４号
奈良県大和郡山市満願寺町800番地２
債務者　丸井　節子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９４号
鳥取県鳥取市的場２丁目38番地２　ファミリーコートＫ209号
債務者　輪違　　剛
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９４号
鳥取県米子市奈喜良255番地９　パープルハイツ201号室、住民票上の住所福岡市東区水谷２丁目18番７号
債務者　岡田　春光
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第９９号
鳥取県米子市西町76番地12　コーポイーキューブ102号、前住所鳥取県八頭郡八頭町日下部736番地
債務者　田原　和恵（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１８９号
広島県府中市鵜飼町156番地１
債務者　野村伸一郎
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１９０号
広島県府中市鵜飼町156番地１
債務者　野村チエ子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２４１号
愛媛県松山市高野町75番地
債務者　大上　治廣
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４２号
愛媛県松山市高野町75番地
債務者　大上タカヨ
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４３号
愛媛県松山市清住２丁目1095番地１　ＥＭＢＲＹＯ303号、申立時の住所愛媛県松山市別府町556番地１　フレグランスいおきⅡ203号
債務者　大上　志穂
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４４号
愛媛県松山市石手１丁目３番３号　石手ハイツ幸203号
債務者　大上　未来
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９３号
愛媛県松山市枝松６丁目６番28号　ダイヤモンドベイ枝松504号
債務者　赤尾　敬三
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
松山地方裁判所民事部